

北陸新幹線飯山駅 飯山駅斑尾口駐車場のご案内

- 利用時間 5時～24時
- 利用台数 立体駐車場 普通車409台 (うち身障者用9台)
平面駐車場 普通車59台 バス11台

■料金表 (条例第8条関係 別表)

平面駐車場 (バス駐車帯を除く)

1 時間以内	無 料
1 時間を超え 4 時間以内	100 円
4 時間を超え 8 時間以内	200 円
8 時間を超え 12 時間以内	300 円
12 時間を超え 24 時間以内	400 円
24 時間を超え 48 時間以内	600 円
48 時間を超える場合	600 円に 24 時間までごとに 600 円を加算した額
定期使用	1 年につき 60,000 円

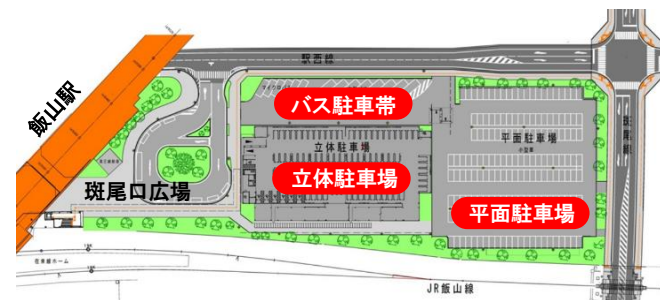
バス駐車帯 30 分以内	無 料
30 分を超える場合	1 日につき 1,000 円

立体駐車場

1 時間以内	無 料
1 時間を超え 4 時間以内	200 円
4 時間を超え 8 時間以内	400 円
8 時間を超え 12 時間以内	600 円
12 時間を超え 24 時間以内	800 円
24 時間を超え 48 時間以内	1,000 円
48 時間を超える場合	1,000 円に 24 時間までごとに 1,000 円を加算した額
定期使用	1 年につき 120,000 円

駐車サービス券

200 円券 10 枚組	1,800 円
--------------	---------



—おしらせ—

- ★令和 6 年 11 月 1 日からバスの 30 分以上の駐車利用が可能となりました。(使用条件や手続きをご確認下さい)
- ★駐車定期券は 1 か月単位で購入が可能です。
- ★飯山市民で飯山駅から市外へ通勤通学されている方で、駐車場定期券を購入される方は、所定の手続きをすることで料金の一部の減免を受けることができます。(申請書に必要書類を添えて手続きをお願いします)
- ★定期駐車券等の申込み手続きは、飯山駅斑尾口駐車場管理事務所をお願いします。
- ★使用上の注意等は裏面「飯山市駐車場条例」をご覧ください。
- ★施設所有者は、飯山市 (担当課まちづくり課) となります。

お問い合わせ

飯山駅斑尾口駐車場運営会社：アマンマネジメントサービス株式会社 (指定管理者)

駐車場管理事務所 電話 0269-62-7005

飯山市営駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、市営駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の利便の向上及び道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に資するため、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称：飯山駅前尾口駐車場	平面駐車場	位置：飯山市大字飯山747番地1
(指定管理者による管理)		

第4条 駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の使用の受付等に関する業務
 - (2) 駐車場の施設、設備等（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (3) 駐車場の効用を増加させる自主事業に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務
- (入出場の時間)

第6条 自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から出場させることができる時間は、午前5時から午後12時までとする。

(駐車できる自動車の範囲)

第7条 駐車場を使用することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車とし、長さ5.0メートル以内及び幅2.0メートル以内のものとする。

2 前項に定めるもののほか、立体駐車場にあっては、高さ2.2メートル以内及び重量2,600キログラム以内の自動車とする。

3 第1項の規定にかかわらず、平面駐車場のバス駐車帯を使用することができる自動車は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、乗車定員が11人以上の大型自動車又は中型自動車
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特別な事情があると市長が認める自動車
- (使用料等)

第8条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 市長は、使用者の利便を図るため、定期駐車券、バス駐車券及び駐車サービス券を発行することができる。

3 使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収)

第9条 使用料は、自動車を駐車した者が駐車場から自動車を出場させるときに徴収する。ただし、定期駐車券、バス駐車券及び駐車サービス券に係る使用料は、これらを交付するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、祭事その他の行事のため主催者等が多数の車両の駐車サービス券に係る使用料を事後に一括して納

付するときその他特に必要があると認めるときは、前項に規定する駐車サービス券に係る使用料の徴収の時期を変更することができる。

(使用料の不徴収)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる自動車については、使用料を徴収しない。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 国又は地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認める自動車
- (使用料の減免)

第11条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第12条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(割増金)

第13条 市長は、不正に第8条の規定による使用料の納付を免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。
 - (2) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。
- (行為の禁止)

第15条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
 - (2) 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (休止)

第16条 市長は、工事その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害の賠償等)

第17条 施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(損害の責任)

第18条 使用者が第三者に損害を及ぼしたときは、使用者は、その責めを負わなければならない。

2 天災、火災、盗難その他市長の責に帰さない理由により使用者が被った損害に対しては、市長は、その責めを負わないものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。